

しっかり積み立て、がっちりサポート、安心して豊かな老後を

農業者年金に加入しましょう!

あなたの老後生活への備えは十分ですか?年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

◆農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。また、農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族農業従事者の方も加入できます。今、女性の新規加入者が増えています! 脱退も自由です。加入期間にかかわらず、それまで支払った保険料は、将来年金として受け取れます。

◆少子高齢化時代に強い年金です

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

◆保険料の額は自由に決められます

月額2万円から6万7千円までの間で、1,000円単位で自由に決められます。経営状況や老後設計に応じて、いつでも変更できます。

◆終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

◆税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。(支払った保険料の15%~30%程度が節税)運用益も非課税です。

◆農業の担い手には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。保険料の国庫補助を受けるには3つの要件があります。

- ①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること。
- ②必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること。
- ③上記①、②の両方を満たし、かつ下記の区分1~5のいずれかに該当する方。

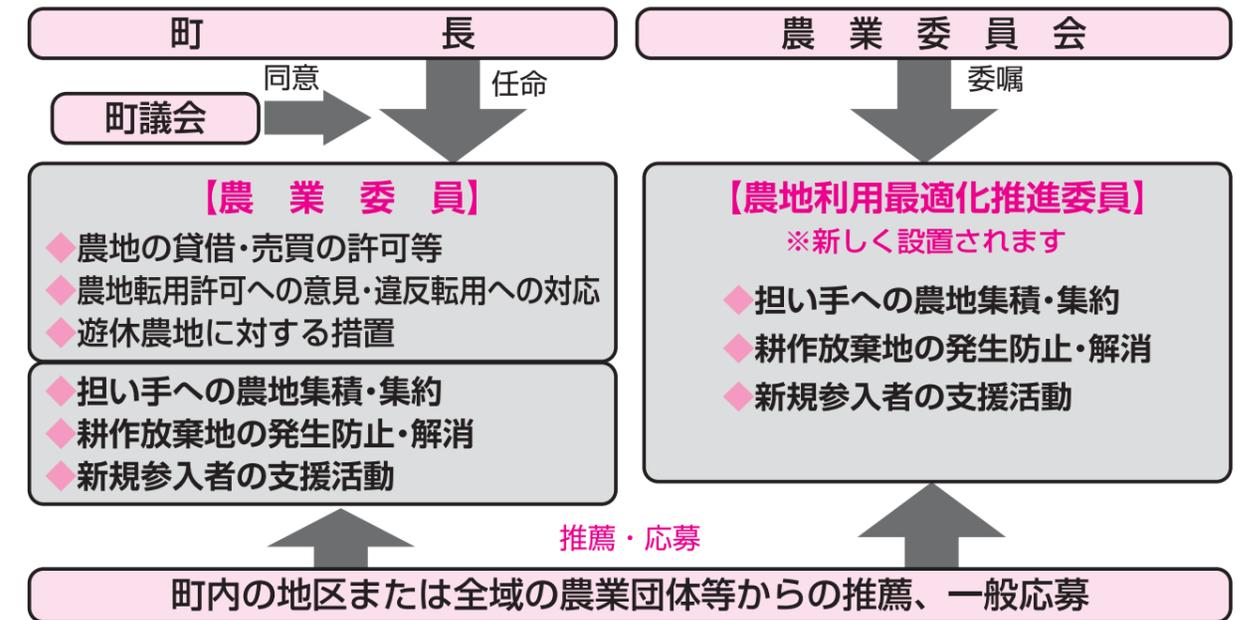
区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	—



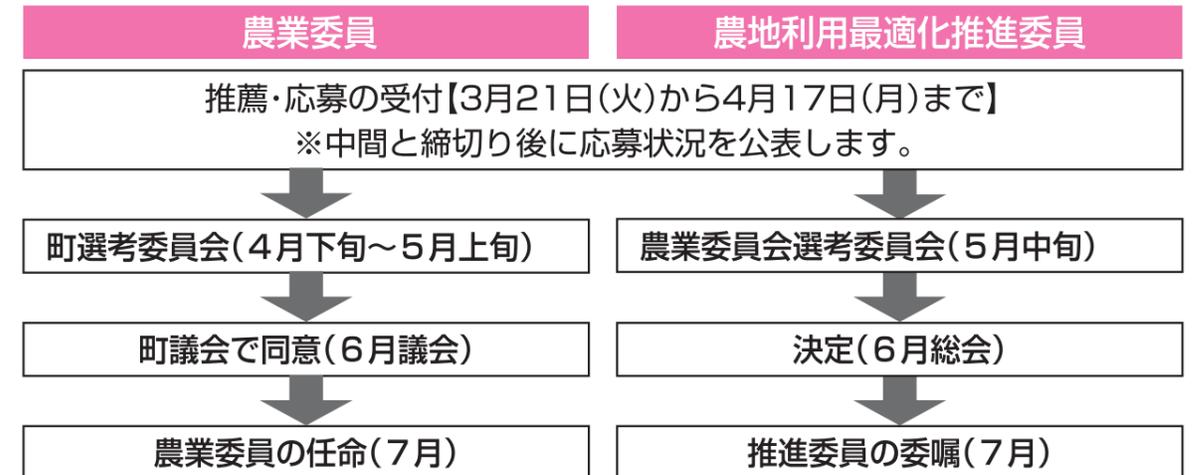
7月の改選から

農業委員の選出方法が変わります

公選制から任命制に変わります 定数は『農業委員14名』、『農地利用最適化推進委員10名』です



◆推薦や応募はいつから?



◆推薦・応募方法(詳しくは町のホームページをご覧ください)

応募用紙を農業委員会事務局に準備しますのでお問い合わせください。応募用紙には以下の事項を記載し農業委員会に提出します。

- ①推薦者の氏名、住所、年齢、性別(法人・団体の場合はその名称)
- ②被推薦者または応募者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
- ③推薦または応募の理由
- ④被推薦者または応募者が認定農業者かどうか(農業委員のみ)
- ⑤推薦・応募する区域(農地利用最適化推進委員のみ)



お問合せ先 大石田町農業委員会事務局 35-2111(内線151)